

保育施設入所申込みに関する確認票

保護者氏名 _____
申込児童名 _____

※該当項目に☑をしてください。選択欄は当てはまるものを○で囲んでください。

■ 申請児童の発達・健康状態について		
児童名 【 】	1 申請児童の状況	☐ 母親または父親が保育している ☐ 親族に預けている(祖父母・その他) ☐ 仕事先に連れて行く ☐ 保育施設を利用している(施設名: _____) ↳ ☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 事業所内保育施設 ☐ 認可外保育施設・企業主導型保育施設 ☐ 一時預かり
	2 発達に関する相談歴	無・有 ☐ 療育に通っている (相談内容 _____)
	3 身障手帳・療育手帳	無・有 (等級:) ・申請中 … 種類・内容 (_____)
	4 病歴・持病など	無・有 (病名: _____ / ☐ 通院中である ☐ 服薬中である)
	5 アレルギー	無・有 (種類: _____ / 程度(例:完全除去) _____)
	6 保育施設利用にあたり心配な点など	(_____)
児童名 【 】	1 申請児童の状況	☐ 母親または父親が保育している ☐ 親族に預けている(祖父母・その他) ☐ 仕事先に連れて行く ☐ 保育施設を利用している(施設名: _____) ↳ ☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 事業所内保育施設 ☐ 認可外保育施設・企業主導型保育施設 ☐ 一時預かり
	2 発達に関する相談歴	無・有 ☐ 療育に通っている (相談内容 _____)
	3 身障手帳・療育手帳	無・有 (等級:) ・申請中 … 種類・内容 (_____)
	4 病歴・持病など	無・有 (病名: _____ / ☐ 通院中である ☐ 服薬中である)
	5 アレルギー	無・有 (種類: _____ / 程度(例:完全除去) _____)
	6 保育施設利用にあたり心配な点など	(_____)
児童名 【 】	1 申請児童の状況	☐ 母親または父親が保育している ☐ 親族に預けている(祖父母・その他) ☐ 仕事先に連れて行く ☐ 保育施設を利用している(施設名: _____) ↳ ☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 事業所内保育施設 ☐ 認可外保育施設・企業主導型保育施設 ☐ 一時預かり
	2 発達に関する相談歴	無・有 ☐ 療育に通っている (相談内容 _____)
	3 身障手帳・療育手帳	無・有 (等級:) ・申請中 … 種類・内容 (_____)
	4 病歴・持病など	無・有 (病名: _____ / ☐ 通院中である ☐ 服薬中である)
	5 アレルギー	無・有 (種類: _____ / 程度(例:完全除去) _____)
	6 保育施設利用にあたり心配な点など	(_____)

<裏面も記入してください>

同意事項		同意欄
1	入所を希望することが可能な時期について ◆当月の15日までに職場復帰、または就労開始の場合 →前月1日付の入所の希望が可能です。 ◆当月の16日以降に職場復帰、または就労開始の場合 →当月1日付の入所の希望が可能です。 (具体例) ◆5月15日に職場復帰する場合(育休は5月14日までとなります) →4月1日付入所の希望が可能です。 ◆5月16日に職場復帰する場合(育休は5月15日までとなります) →5月1日付入所の希望が可能です。	☐
2	育児休業中は申込みはできません。 ただし、育児休業から職場復帰する場合は、上記1を参考に復帰日に合わせて申込みが可能です。	☐
3	入所決定日から「ならし保育」となります。 ならし保育の期間は、保育施設等や子どもの状況・様子によって異なります。 (例: 4月入所決定した場合 → 4月1日からならし保育が始まります。)	☐
4	入所が決まっても、入所時点で入所申込みの申請内容との差異があれば入所は取消され、再度選考となります。 ※入所決定後に時短勤務の申出をされた場合は、入所は取消され、再度選考となります。 ※入所申込の申請内容から就労時間等の変更があった場合は、変更後の就労証明書を速やかに提出してください。	☐
5	就労証明書の内容について、偽りが判明した場合には入所を取り消す場合があります。 また、就労証明書に不備や不明な点等ある場合には、事業所に確認させていただくことがあります。	☐
6	就労予定の方は、就労を開始した後に3か月分の就労実績を記載した就労証明書を提出してください。	☐
7	入所後、就労(退職・転職)や世帯等に変更が生じた場合は(出産など)、変更が生じた月以内に保育施設へ「就労証明書」や「家庭状況変更届出書」などの必要な書類を提出してください。 提出がない場合は、わかった時点で退所となります。	☐
8	就労等の保育を必要とする理由がなくなった場合は、保育施設を退所することになります。	☐
9	離職した場合(又は求職活動での入所)は、離職した次の月(又は入所して)から3か月以内に就労しないと、保育施設を退所することになります。	☐
10	入所後、出産により、仕事を休職又は退職(育児休業を除く)された場合は、産後3か月で退所となります。 ただし、介護・育児休業法の育児休業が取得できる場合は、下記の条件が満たされれば入所継続が可能です。 (1) 出産月より1年以内に復帰する (2) 育休復帰にあわせて出産した子が満1歳に達する月の保育施設入所申込みを行う。	☐
11	在園しているきょうだい児がいる場合、在園しているきょうだい児に係る利用者負担額(保育料)の滞納がある場合は、入所選考において減点となります。	☐
12	利用者負担額(保育料)に滞納がある場合は、児童手当を利用者負担額に充当させていただく場合があります。 何らかの事情で保育料を納められない方は、分割納付などの相談に応じますので、早めに子育て支援課までご連絡ください。	☐

全ての事項を確認し、同意します。
同意事項が守られない場合は、保育の実施を解除(退所)されても異議はありません。

令和 年 月 日

保護者名 _____